

出荷自粛となったマダラの焼却処分について

1. 概要

平成24年8月23日に八戸清掃工場第一工場において実施したマダラ1,790kgの焼却処分（3回目）に関し、焼却以前及び焼却時の焼却飛灰（セメント固化物）の放射性セシウム濃度を測定しました。

測定結果は、通常どおり埋立処分が可能な8,000 Bq/kg^注を大きく下回っておりました。

2. 焼却飛灰（セメント固化物）の放射性セシウム濃度

	試料採取日	セシウム 134 (Bq/kg)	セシウム 137 (Bq/kg)	計 (Bq/kg)
マダラ焼却前	8月22日	不検出（10未満）	11	21未満
マダラ焼却時	8月24日	不検出（10未満）	12	22未満

・測定における核種毎の検出下限値は10Bq/kg

測定方法：ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー

第一工場：流動床式焼却炉

セメント固化物：焼却飛灰をセメントで処理したもの

注）「広域処理推進ガイドライン」において、8,000 Bq/kg以下である焼却残渣は、一般廃棄物処分場における埋立処分が可能であり、埋立作業者の安全性が確保されるとしている。

3. 参考

(1) 8月23日に搬入されたマダラの数量及び放射性物質濃度

廃棄対象	数量 (kg)	セシウム 134 (Bq/kg)	セシウム 137 (Bq/kg)	合計 (Bq/kg)
マダラ	1,790	7	11	18

・測定における核種毎の検出下限値は2Bq/kg

(2) 8月23日搬入車両近傍の放射線量率

	放射線量率 (μ Sv/h)
バックグラウンド	0.04
車両	0.04